

取組み項目	取組の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している
経営基盤の充実・強化	ある程度達成している
役職員数及び給与制度の見直し	ある程度達成している
財政的関与の見直し	ある程度達成している
人的関与の見直し	ある程度達成している
経営情報の開示	十分達成している

# 【総 評】

- ・ 展示ホール「伊方原子力広報センター」については、四国電力が企業活動の理解を得るための広報施設として設置・運営する「伊方ビジターズハウス」との役割分担が明確に違うことを踏まえたうえで、県の公共 広報機関として、原子力に係る安全性や信頼性等に関する正しい理解を深めてもらうという目的を十分果た すよう、展示内容の更新・充実など必要な見直しを行っていただきたい。
- ・ 原子力発電に関する正しい知識が県民に周知・理解されるため、広域的視点の立場にある県、地元の伊方町、 事業者である四国電力と協同して、限られた予算の中で、地元及びその周辺の機関、施設等との連携にも留 意しながら、時世に沿った広報事業のあり方について検討され、実施されていくことを期待したい。

# 1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

#### (1)組織体制の見直し

【評 価:ある程度達成している】

- ・ 役員は12名で、出資者である県・伊方町・四国電力から就任している。役員のうち1名は常勤(常務理事) となっている。
- ・ 役員1名、職員3名、計4名の必要最小限のスタッフで事業運営を行っている。
- ・ 平成 18 年度、士気の向上及び業務の継続性等の観点から、臨時職員をプロパー職員に登用した。

#### [ 公益法人制度改革への対応]

・ 公益法人制度改革への対応については、公益財団法人へ移行するため、平成22年9月に移行申請を行った ところである。

#### (2)経営基盤の充実・強化

【評 価:ある程度達成している】

- ・ 当法人の収入は、県及び伊方町からの受託事業に係る委託料並びに四国電力からの寄付金が大半を占めている。 これに対し、当法人の支出は、原子力発電に関する理解を促す広報事業で、県及び伊方町から受託した事業並び に法人独自の事業と法人の運営経費(管理費)に大別される。
- ・ 改革期間中 (平成 18 年度から 21 年度までをいう。以下同じ。) 正味財産が減少することがあったが、その金額も、積立金の残高から見て経営状況を悪化させるものではない。
- ・ 収入の半分以上が県及び伊方町からの委託料となっているが、財政事情が厳しい状況が続いており、現在の水 準が維持されるとは限らないことから、収入に見合った事業が継続して行えるよう、事業の実施方法には留意す ること。また、運営経費(管理費)及び自主事業に係る経費は、結果として四国電力からの寄付に頼る構造となっていることから、法人の自主的な事業を積極的に行うためにも、運営経費(管理費)の削減に努められたい。
- ・ 当法人では、伊方町民会館内で展示ホールを運営し、当法人が行う原子力施設見学会開催の際には見学コースとして組み入れているが、国道 197号(メロディーライン)沿いでないという地理的条件もさることながら、近年、入館者数の低迷が顕著である。この施設が「広く一般県民に原子力発電に関する理解を促す」ことを目的としており、受益者負担を求めるような性格の施設ではないこと、展示案内人が常駐するものではないことなどから、経営基盤に影響するものではないが、その役割を果たすためにも、何らかのてこ入れが必要な時期となっている。なお、21年度からは、休館日となっている祝日にあっても、その日に伊方町民会館でイベントがある場合は開館するなどの対応を行っている。

# (3) 役職員数及び給与制度の見直し 【評 価:ある程度達成している】

- ・ 役員数は12名で、改革期間中、人数に変動はなかった。
- ・ 職員数は、改革期間中、施設見学会における受入れ態勢に万全を期するため、平成20年度のみ4名としたが、 平成21年度は改革期間前と変わらずの3名体制とした。
- ・ 給与は、常勤の役員も含め、伊方町職員の給与に準じている。

### 2 県の関与の適正化に向けた取組

### (1)財政的関与の見直し

【評 価:ある程度達成している】

- ・ 当法人への補助金はない。
- ・ 県の財政的関与は、原子力発電に係る知識の普及啓発等の原子力広報事業に係る委託のみである。県の委託料の財源は原子力広報事業のための国からの交付金で、使途は広報事業に限定されている。改革期間中、その額は減少傾向にある。

### (2)人的関与の見直し

【評 価:ある程度達成している】

- ・ 県職員については、派遣は行っていないが、原子力に関する県民理解促進のためには、県、伊方町、四国電力が役割を分担し、連携して事業を行う必要があることから、非常勤役員に原子力安全対策推進監ほか計3名が就任している。
- ・ 県退職者については、県職員の役員就任の場合と同様の理由により、常務理事に県退職者1名が就任している。 職員の雇用はない。

## 3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

#### 経営情報の開示

【評 価:十分達成している】

- ・ 経営情報について、法人ホームページにて公表している。
- ・ 情報公開要綱を定めている。